

三重県・中国河南省友好提携35周年事業
三重県・河南省 高校生動画交流会 募集要領

1. 目的

友好提携締結から35周年を迎える中国河南省の高校生と三重県の高校生が、互いの住む地域の魅力を伝える動画制作とオンラインでの交流会を通じて、若者同士の交流を深める。

2. 事業概要

三重県内の高校は、三重県の魅力を河南省の高校生へ伝える動画を制作し、河南省内の高校は、河南省の魅力を三重県の高校生へ伝える動画を制作する。

両県省の参加者によるオンライン交流会（日本語による。一部通訳あり）を開催し、双方が制作した動画を上映する。

上映後、相手側が制作した動画に投票を行い、優秀作品を決定する。

3. 参加資格

中国の高校生との交流に興味があり、以下のいずれかの要件を満たす者

- ・ 県内の高校に所属するクラブ、サークル等の団体、個人
- ・ 県内に在住する高校生
- ・ 上記に該当する者が構成する任意のグループ

なお、応募が11作品以上の場合は、県内参加者による予選投票を行った後、評価の高い10作品を河南省高校とのオンライン交流会で上映する。

4. 制作する動画について

- ・ テーマは「河南省の高校生に伝えたい三重の魅力」とする。
- ・ 長さは120秒以内とする。
- ・ フォーマットは mp4 形式、アスペクト比は 16 : 9、解像度は 1080p (1920×1080)・720p (1080×720)、映像ビットレートは 1080p 8Mbps 以上・720p 5Mbps 以上とする。
- ・ 動画サイズは、オンラインでの上映に適したもの（インターネット回線を通じて視聴できるもの）とする。
- ・ 音声ファイルは動画ファイルに付加すること。

5. スケジュール

7月14日（水）まで 参加申込

10月中旬まで 動画制作

10月15日（金） 提出締切

10月下旬 河南省とのオンライン交流会、投票による優秀作品決定

6. 表彰

優秀作品の応募者には、表彰状と記念品を贈呈する。

7. 権利関係の留意点

(1) 動画制作にあたって

- ・撮影を行う場合は、撮影場所の許可を得ること。
- ・作品内に登場する人物、文章、映像、美術作品、音楽および音声（BGMを含む）等に関する肖像権および著作権等の権利の取扱いについては、作成者の責任において必要な手続等を済ませること。
- ・作品に関して、第三者の権利侵害が認められるなど問題が発生した場合は、応募者の責任において解決するものとし、県は一切の責任を負わない。

(2) 著作権の取扱い

応募作品の著作権は応募者に帰属するが、三重県が主催する行事や三重県が管理するインターネットサイト上で、県は作品を公開することができるものとする。その他の二次利用（複製、編集等）を行う場合は、応募者の承諾を得て行う。

(3) 禁止事項

以下の作品は応募できない。

- ・既存作品の模倣（著しく似通ったものを含む）、他人の知的財産権を侵害するおそれのある内容が含まれているもの、実名等の個人情報、およびプライバシーを侵害するおそれがあるもの、法律の定めに反するもの。
- ・暴力的、差別的、卑猥な表現もしくは犯罪を助長するなど公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの。
- ・特定企業等の宣伝または政治・宗教など特定のイデオロギーの宣伝もしくは勧誘を意図するもの。
- ・他者の名誉を棄損または誹謗中傷するもの。
- ・その他、友好提携35周年事業の趣旨に相応しくない内容であるもの。

8. 参加申込

別紙申込用紙により、**7月14日（水）17時**までに三重県国際戦略課へメール又はファクスにより申し込むこと。

なお、制作した動画の提出（10月15日（金）〆切）については、参加申込者に対して別途連絡する。

9. 主催者、問合せ先

三重県雇用経済部国際戦略課 担当：八太（はった）

電話 059-224-2844 ファクス 059-224-3024 メール kokusen@pref.mie.lg.jp

(申込用紙 送り先：メール=kokusen@pref.mie.lg.jp、FAX=059-224-3024)

三重県・中国河南省友好提携35周年事業
三重県・河南省 高校生動画交流会 参加申込

令和3年 月 日

三重県国際戦略課長 あて

私は、「三重県・中国河南省友好提携35周年事業 三重県・河南省 高校生動画交流会 募集要領」の内容について了解の上、参加を申し込みます。

参加者名 (団体名または個人氏名)	
所属学校名	
代表者連絡先	氏名： 住所： 電話： メールアドレス：